

平成18年 第4回沼田町議会定例会（2日目）会議録

平成18年12月20日（水）

午後 1時33分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
	11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員
	13 番	大 沼 恒 雄	議 員			

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	生 沼 篤 司 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	矢 野 潔 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	神 憲 彦 君	和風園園長	浅 野 信 行 君
旭寿園園長	橋 英 則 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長	松 田 剛 君	次 長	金 平 嘉 則 君
-------	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	谷 口 勲 君	書 記	斉 藤 真 二 君
------	---------	-----	-----------

(一 般 質 問)

○議長（吉田好宏議長）只今、定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の氏名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番、橋場議員、13番、大沼議員を指名致します。

日程第2、一般質問を行います。教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。3番、室田議員、社会体育についてを質問して下さい。

○3番（室田俊朗議員）それでは、本来であれば昨日終わっていたはずですけど、今日又質問させて頂きたいと思います。教育長に質問ということでございまして、特に社会体育の関係について、多少説明を頂きたいなと思っております。その質問の中で多少、私、体育協会の会長ということもございまして、その部分ですね、その部分交えながら質問させていただきますことを、まずお許し頂きたいと思っておる訳でございまして、それぞれ教育長の行政報告の中で、体育施設の利用が非常に減になっているということでございまして、その原因にも私は色々あると思っているわけでございますけど、5点ほどその関連で質問させていただきます。

まず青少年のスポーツ離れの原因と対応をどのように考えているのかお知らせ頂きたいのと、それぞれ年間体育振興事業を行っているわけでございますけれど、そのPRをただ単に広報に載せて終わっているのか、ある程度、学校関係、又関係団体にPRしながら実施しているのかを聞かせて頂きたいと思います。それと、平成18年度のこれは新規事業の中でジュニアスポーツクラブの関係、又スポーツ指導員育成バンクの事業ということで載っております。この関係につきましては、永年の体育関係者の要望事項でありますし、これについてどのような取組をされてきたのかお伺い致します。それともう1点が本町に於けるスポーツの振興を積極的に推進するということで、この項目につきましては毎回こういう項目は出ている訳ですけど、具体的にどのように積極的に推進するのかわかるだけ具体的に教えて頂ければなと考えております。その下にその他というものもありますけど、教育長の答弁によりましては、関連で又質問したいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長

○教育長（松田 剛教育長）社会体育の関係につきましては、今ほど室田議員さんが言われましたように、室田議員さんが私どもの町の体育協会会長ということで、いろんなことをご理解とかご協力頂いていることに、この場を借りてお礼を申し上げたいと、私は今回、室田議員さんのご質問の中で、先ず最初に社会体育施設の利用減ということで、今回の夏型の利用者の集計を出した訳ですけど、私はこの室田議員さんの質問からですね、頂きましてから、色々考えてみました。日頃、社会体

育の関係は私元々、そういう関係だったので、常日頃考えている訳ですけど、ちょっと自分に置き換えますと、昭和47年に私どもの空知管内でも町村では、2番目に古いような新しい町民の運動施設や屋内施設ということで町民体育館がオープンしたと、この昭和47年にオープンしたときに私は縁があつてですね、沼田町に採用されまして、体育主事ということで町民体育館に約8年くらい勤務していて、その2年後くらいに、今の私どもの町長が私の上司ということでやっていた時のことを思い出しました。その当時は確か昭和50年の年は確か国勢調査では、私は記憶では覚えているのですが、7,016人ということで、私が昭和47年に入った時には、約8,000近くの人がいたかなと。私はその頃、体育館に勤めた頃に、とにかく人で人でということで、利用できない、遊べないと言うことで、町民から批判頂いたり、いろんな町の名士の方にもお前らどういう形で利用状況ですね、うまくやっているのだというような批判を浴びたような時代がありました。その頃に比べますと現在、今、体育協会長言われましたように、とにかく社会体育施設の利用が少なくなった。一番の要因は確かに人口減と言えばそれまででしょうけど、若い人のスポーツ離れて言うのが結構進んで、正直言って私は調べた中にですね、町民体育館の施設の利用ということでいきますと、とにかく各団体の利用っていうのは火曜日から日曜日までそれぞれ団体がありますけど、体協の会長もですね、そこら辺は充分掌握しているかなと思いますけど、正直言って火曜日から日曜日まで主に夜間は女子のバレーですとか、今の時代ですとハーフテニスだとか、厚生病院ですとかミニバレーですとか、それから一般の男女のバレーだとかということで使っていて、実際にそんな関係でいきますと、一番多いのが女子のママさんバレー、それから大沼議員さんが会長やっておりますミニバレーが一番多くて、それ以外の団体は殆ど一桁と、特に沼田クラブというバレー協会っていうかバレーの関係でいきますと完全に一桁で、その内の半数以上が町外から来て利用しているということでもありますので、そこら辺の関係でいくと青少年という形でいきますと特に、少年の関係はご存じのように小学生場合ですね、男子児童生徒は野球に小学3年生位から6年生まで入っていますし、女子児童はバレーということで、小学生のスポーツ離れは無いと思いますし、逆に中学校の部活でも野球ですとか、バスケット、バレー、卓球に殆ど入っていますし、文化系のブラスバンドに入っている生徒もおられますので、そういう関係でいくと、特に青少年より少年の方は、そうスポーツ離れは無いだろうと感じております。

ただ、青年の関係でいきますとですね。確かにスポーツ離れがすごく顕著に表れているなと感じはしています。先ほども申し上げましたように室田議員さんから質問を受けた中で、私は体育主事をやっている頃にですね、沼田の野球っていうか沼田野球連盟の中に所属しているいろんなチームっていうのが十数チームあったかなと感じしますが、今年あたり野球チーム聞きましたら、一般の野球チームは内の

役場のチーム入れまして全部で4チームしか無いということになっていて、なかなか春季大会とか、夏期大会とか、野球連盟の会長杯と言うことで、やっても試合が短時間、午前中だけで終わるという状態を聞いていますので、そこら辺の関係でいくとスポーツ離れというよりは、人口の減った関係もありますし、社会環境の状態で色々少ないのかなと感じしております。また、体育振興のPRということで、今ほど会長から言われましたように、室田議員さんも言われましたように、私の方で通り一遍ですけど広報ですとかおしらせ版、それから私ども今流行のホームページでも、いつもいろんな社会体育事業ですとか、スポーツ事業をホームページに掲載しております。それで見て頂く人もいますし、それからチラシも配布していますし、各団体、校関係にも、周知しているなと思っています。ただ周知の方法がそれだけでいいのかということで、私ども担当者の方ですね、私どもの町だけかなという感じを持ったので、私ども担当者が近隣の、それぞれの担当者といろんな情報交換したりしていて、正直言ってこういう関係は状況っていうか、関係は私どもの町だけでなく、近隣の町、特に秩父別、北竜、妹背牛、雨竜もそうでしょうけど、大体、内と同じような方向に行っていると、特に町民体育祭も観ていただくと解りますように、内の方はまだ、今年の町民体育祭も結構盛大に人が集まって頂いたですけど、深川の市民体育祭も年々、一時の一番多い時から比べると十分の一しか参加していないと、私も正直言って近隣のそれぞれのやっている体育祭にも、ちょっと、ちらっと観に行っているのですが、相変わらず盛んなのは何か北竜町が盛んだなと感じはします。それでも減ってきているなという感じで、これは北竜は各議員さんもお存じのように、町主催と言うよりは、あれは北竜町は伝統がありまして、何か昔から体育協会というか、町が共催、町が全町が共催しているという形で、ちょっと特異なのかなという気がしますので、そこらの関係でまだまだPRの関係はですね、十分とは言えないので、今体育指導員の先生方とですね、日々いろんな関係で研究というか研鑽しているところですので、またいろんな良い知恵があればアドバイス頂ければという感じしています。

それから、新規事業の関係でジュニアスポーツクラブを是非作りたいということで、平成18年度の執行方針というか、沼田町の教育ということで考えまして、この関係で何ができるかということで、なかなか小学生の低学年でなくて小学生の児童にですね、他のスポーツをということで、野球に殆ど入っている関係もありまして、違うスポーツにも親しんで頂きたいと言うことで、今年試験的にミニバスケットを初めてやってみました。これはあの体育協会の傘下でありますバスケット連盟の方々にご協力頂いてやった、実際に、これからもやっていきたいという関係で、特に内の町にはですね、バスケットを堪能している人がたくさんおられますので、特に全道で活躍した人、全国で活躍した人がいますのでそういう形で、是非地道ではあるけど、それを続けていきたいなと考えております。

それからスポーツ指導者育成事業バンクにつきましてはですね、これは私も町に採用されてから約30年経ちますけど、毎年正直言ってスポーツバンク、スポーツバンクということで、以前もスポーツ指導育成者の研修に行っていたり、逆に登録もしていただいたりしたこともあるのですが、なかなか一般の社会に勤めている人がそれぞれ指導ということで難しいと言う面もありますので、今年も正直言って、私ども事務局の職員と体協の事務局であります二人にですね、そのスポーツ指導者の指導バンクの関係の研修に行っていておりますので、これは是非体育協会と一緒にいい方法を考えていきたいなと考えております。

それから、私はそういう観点からですね、是非私自身も今日議員であります津川議員さんが卓球連盟の会長ということで、私も昔から卓球をやってまして、卓球やりたいなというけど、なかなか卓球の人口も増えない、ささやかですけど、会長以下他の卓球連盟の人たちですね、沼高の生徒ですとか、沼中の生徒とか合同に練習やったり、大会をやると、それがなかなか年中的にいかないということは、それぞれの社会に出ている中でそれだけの時間を持ってないという感じもあるのかな感じしています。

いろんな関係で実際に屋外の施設も正直言って、テニス関係も、それからプール関係もですね、それから、特に私どもに素晴らしい柔剣道場が有るわけですけど、柔剣道場も正直言って、今、何が使っているかというところ、柔道も今、休止状態ですし、剣道はもう完全に廃止していますし、今、使われているのは空手少年団という形で、旭町の方が指導頂いている空手ということで、そういう関係でいくと、正直言っていろんなスポーツが停滞というか、衰退していることが、充分考えられますので、即、手のひら返した形で、振興は難しいでしょうけど、私ども教育委員会と体協が手を取り合っていますね、是非1年2年ということでは無く、長期のスパンでですね、是非もう一度コンパクトなスポーツ振興に取り組んでいきたいなと関係を持っていますので、是非、室田議員も体協の会長でありますので、又他の議員方にもですね、体協の役員の方がたくさんおられますので、そこら辺のお知恵を拝借してですね、是非これからコンパクトな体育振興、スポーツ振興をしてきたいなと考えていますので、ご指導方よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、3番

○3番（室田俊朗議員）ほぼ、正解に近いご回答を頂きまして、反面、体協も責任を感じておられますね、特に青少年の関係につきましては、今いじめの関係だとか、家庭内暴力だとかですね、非常に問題になっておられます、体協としてもですね、是非ともこの部分に取り組んでいきたいなと思っておりますし、あの先日来ありました町懇の中でもですね、町長の方から子供会的組織を作っていますね、青少年の健全育成も意向もございました。

体協も今年の春から、スポーツ少年団をですね、我々の組織に入ってもらって、こ

れから模索をしながらやっていくとの事ございました。実は6月だったと思うのですが、はばたく沼田っこ支援事業ということですね、体協の方も何か知恵がないかということですね、我々の方にも多少話がございまして、色々検討させて頂いてですね、実は多少遅くなりましたけど、7月入りましてから申請をしたところでございます。中身はついてですね、スポーツをやっている子供達でなくて、スポーツをやっていない子供達を対象にですね、スポーツ体験をさせようということで、バスケの関係だとか、後はテニスだとか、バドミントンだとかいろんな種目を入れながらですね、青少年の健全育成をしたいということで、役員会何回も開きましたし、三役会も開いたりですね、実際に加盟団体の中には学校まで行って、具体的にこう、どういう形でやるかということですね、実際相談にまで実際行った訳でございますけど、教育長もそれぞれ聞いておるように、不採用になりましてですね、我々も非常に残念の思いをしている訳でございますけど、そういった面で教育長の理解が無かったのか、どこでどうなったのか、その答弁はよろしいのですが、それに代わって、今これ道の事業なのですが、正式名称はコミュニティ助成事業ですね、また同じ物を平成19年度からやりたいなと思っているのですが、そういった面で教育長だけでなく、町長もですね、是非ともその予算が当たるようなご支援を頂きたいと思っておりますし、内らの体協してもそれをメインにやっていきたいなと思っておりますので、それについて、教育長どう考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長

○教育長（松田 剛教育長）はばたく沼田っこサポート事業の関係はですね、私も担当ではないのですが、中身は聞いておりますし、私は正直言って、私どもの理事者であります内の町長もですね、昔は、今はもう私と同じようにある程度の年齢になったのですが、もともとスポーツを好きな、特に昔はバスケットで活躍したということで、初代の社会体育係長ということで、私どもの町長はスポーツにすごく理解があるということで、よく私自身もですね、教育委員会の職員も、是非スポーツ振興だとか、社会体育振興にがんばれよというような、ハッパをかけられたということで、すごく理解有る私ども首長だと思っておりますし、そういう関係でいきますと、今、室田議員さんが言われた何らかの形でということで、町長もいろんな事を教育委員会でスポーツ振興、体育振興に、いろんな形で取り組みよと言われていきます、ハッパをかけられていますので、是非体協と私ども事務局とそれから体育指の先生方を交えてですね、沼田の子供達のスポーツのために、いろんな方策を練っていききたいと思っておりますので、今後、去年もですね、室田会長も出席頂いた、去年の2月に、2月16日社会体育関係者の懇談会があって、その時にも正直言ってスポーツ振興の話も充分したわけですが、なかなか結論が出なかったということで、先般も体育指導員の委員長と話しまして、これじゃあ、あれなので、一年間色々

経過してって、いろんなこと推移を見ているので、是非またこの冬期間にですね、体育関係の人とですね、集まって良い方策を練っていきたいと考えておりますので、そこら辺前向きに、是非取り組んでいきたいと考えしておりますので、是非お知恵を拝借してですね、もう一度スポーツの町の宣言をしていますので、是非沼田ここに有りということで、持っていきたいので思っていますので、ご理解ご協力をお願いしたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。

次、12番、橋場議員。教育基本法の改正（悪）及びいじめ問題について質問して下さい。

○12番（橋場 守議員）12番、教育基本法が改悪、強行採決されてしまいました。この過程の中でね、例えばタウンミーティングなんて、住民の意見を聞く会を開いたのですけどね、この中でやらせの事がね、8回の教育基本法について言えば、8回のタウンミーティングの中で6回も国の方がですね、動員までしたと、7割集まった人の大体7割までもがね、国の方からこう呼びかけて来てくれと、言って集まった場所がですね、そしてこういうふうに質問して下さい。特に、今度の教育、今の教育の乱れや子供の乱れの原因は家庭にあるから、家庭教育を大事にしなければならない、こういう事を言わせるのです。そうすると、今度の改悪された教育基本法の中にね、何て書いてあるかって言えば、10条を全部変えてしまったですけどね、2条の中でね、違う2条でない、父母ら保護者は子の教育について第1議的責任を有した、父母その他の保護者は子供の子の教育について第1議的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせると共に、自立を育成し、心身の調和のとれた発達をはかるよう努めなければならない。親に子供のね、躰だとかそういうものを、法律で決められてしまう。これが、不十分だったらね、親が処罰される対象になるのですよ。これは法律ですからね、そういうことは前のあれ（基本法）にはひとつも書かれていないのだけれども、乱れている状況が家庭教育にある。そのためには、今の教育基本法、今というのは前の教育基本法にはその点が抜けているから、やはり改正した方がいいのじゃないかって、こういう誘導の質問なのです。

その質問のやっってもらうのに、わざわざこういうことまで言ったそうですよ。できるだけ棒読みにならないように、自分の意志で発表しているように、そういう事まで要求したっていうことを、教育長、新聞で知っていますよね。

こんな形で作られた教育基本法でなくて、これをやろうとした人達、教育を語る資格があるだろうか、教育長として、それから一番教育委員会の責任者というのは、教育委員長だと思いますけどね、教育委員長としても、こういうことは許されているのか、教育を語る資格があると思われるかどうかですね、この辺をちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

でもって戦前の日本や、北朝鮮のようになると思わないかって書いてあるですけどね、教育、これは教育に対する憲法なのですよね、先に前文の中でね、我々は憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設しようとしていると、憲法に則って教育基本法をつけられたのですよ、そして古い方の10条ではね、教育行政、教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し、直接責任を負って行われるべきものであるということを言って、結局、国がね、一切教育の内容に対してね、命令したりなんかすることは、一切ここには書かれてないのですよね、ところが新しいやつには、もういろんなことを命令を書いている訳ですよ。道徳、国を愛する心を養うと、養う心をどうなっているかということをおね、一体どうやって評価するのかっていうのがあるのですよね。こんなことを不十分は一杯あるけれども、前の教育基本法ではね、教育行政、国や地方自治体のやることは何だって言ったら、教育するための条件整備をなさってこれだけなのですよ。ところが不十分なのですよね、これを変えられてしまって、もう国の教育に対する命令なのですよ。もし、これほんとうに私たち議員がね、考えたらね、基本法にこんな小さな事をね、並べ立てられるべきで無いと思うのですよね、憲法の下に労働基準法があって、労働基準法をきちんと守らせるために、その下に施行令だとかいろんなものがある訳ですよ。こういうことから言ったらこの基本法というのは、非常に行き過ぎというか、なんでもかんでも国の命令通りやらなきゃだめだっていう方になっています。とてもじゃないけどね、許されないなと思うのです。国を愛すると言うことは誰かが押しつけるものではなくて、今のような、後でいじめの問題の中でやりますけれども、ほんとうに国なんか、愛する状況になんかないですよね。政治がこんな風になっていますから、だから国を愛するより、まず人と人とが仲良くしてね、親を愛し、近所を愛していったら初めてね、そして良い国であつたら、自然に生まれるべきものであって、国が押しつけるものでないと、こういう風に思うのですが、いかがでしょうか。

それからですね、私ね、後で学力テストの事であれしますがね、憲法の上に教育基本法の上に憲法があるのですよね、ですからまだまだね、砦がある訳です私たち国民から見ると、例えば19条では思想及び両親の自由はこれを侵してはならないということがありますからね、国が教育基本法を盾にとっていろんな制限されてもね、闘える余地があるので、是非とも、いろんなもう教育委員会に対してね、上からどんどん、今度はいろんな教育の内容で攻撃かかって、攻撃じゃないです、やれと言ってくるのと思うのですね。その時にね、一体、少しでも抵抗しなきゃならないと思うのです。

町長、これね、16条にこうやって書いているのですよ。教育行政、教育は不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより、行われるべきのものであると言うのですけれども、その下にですね、教育行政は国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもとに、教育の問題で地方自治体

にね、財政的ないろんな負担がくるようにできているのですよね、こんなことほんとう、許されないので、こういうことに抵抗して、少しでも沼田の教育委員会、各自治体の教育委員会としてね、国に抵抗する姿勢を持って頂けるのか、このあたりを一回お聞きしたいと思います。

続けて、良いですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、続けて。

○12番（橋場 守議員）いじめの問題、それから学力テストの問題やりますけどね。今度議論の中であれですよ、子供の非行やなんかの問題について、学校でいじめをやった子供は学校に登校拒否をすとか、そういうような議論までされてきているんですけど、これじゃいじめは全然無くならないし、教育的では無いと思うのですね。

ここにですね、旭川に昭和31年から学力テストがやられて、昭和35年です。25足すと昭和60年ですね、全国一斉学力テストの中で、旭川の北教組の人達が、小学校でね、学力テストを止めさせるために、私も一緒にここ沼田では参加しているのですけども、校門の前でね、スクラム組んで、国から来るテストやる人、それを拒否するためにスクラム組んだことがあります。こういう闘争の中でね、教育長、学校長に対して組合員が、組合の役員がね、ちょっと暴力を振るったということで裁判になったのですよ。それが旭川の学力テスト事件ということで、非常に裁判の中で、最高裁まで行ったのですけれども、1審、2審は、先ず学力テストは、これは違法であると憲法違反であるという判決がありました。そして最高裁までいって、最高裁の中で学力テストは憲法違反とまでは言えないだろうということで、組合の方が負けたのですけれどもね、最高裁のね、そういう学力テストは必ずしも違法とは言えないだろうといった判決の中でね、ここで教育の内容に対する右のごとき、国家の介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、特に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上、尊重すべきものとしている憲法のもとにおいては、子供が自由かつ独立の人間、人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば誤った知識や一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなことは憲法23条に合わないというこの学力テストをね、憲法違反とは言えないという判決の中でもね、しかしあまり介入してはだめだと言っているのですね、最高裁の判決が。それがこの教育基本法の改悪された中では全く反したことがやられているし、そういう意味で、今度行われるね、一斉学力テストがね、較差を持ち込むようなものにあってはならないということだね、そういう実際には較差を持ち込むような状況になっていますからね、学校選択の問題もやられてしまうし、現実にもうやられていますからね、東京では、そういうところでは、そういうことがあるようであれば、当教育委員会としては、そういう危険性が有った場合、どういうふうな対処をするか、ちょっとお聞かせ頂きたいと思い

ます。審議会の罰則の強化でいじめが無くなるかどうかということをおね、どのように考えているかと、ちょっと、お聞かせ頂きたいと思います。

○4番（久保 寛議員）議長。議事進行。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○4番（久保 寛議員）4番、今橋場議員の質問、昨日もそうでしたけども、町長に対しては、国政問題（1）、国政問題（2）いつもそうなのですが。特に気になったから、休憩時間に橋場議員にお話をしました。そんなもの聞いたことないし、決まっていなかったもので、私昼休みに会議規則を読んできました。沼田町会議規則の最後の方に、運営に関する基準というのがあるのですよ、58ページに載っていますけども、沼田の議員は道政、国政問題について、一般質問でやるべきでないとはっきり謳ってあるのですよ。だからね、私は好きだし、勉強している橋場君だから、まあ、日頃は尊敬していますけども、ことこの一般質問、昨日彼はですね、ある議員の質問にね、いちゃもんつけたのですよ。良くないって言って、私はあなたにいちゃもんつけてのですけども、これはどうも拙いのですよ、国政問題をこの場でやるのは、議長から注意して下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい

○12番（橋場 守議員）はい。議長、反論させて下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番

○12番（橋場 守議員）あのですね。今、教育長にね、質問した中でね、沼田町に関係の無いこと、私一つも聞いていません。教育基本法決まったら、それがこの沼田の学校の教育委員会のね、対処に全部係ってくるわけなのです。そのことは子供達にどんな影響与えるかっていうね、大事な重大な問題なのです。私は国の大臣に聞いている訳ではないのでね、私は関係の無いこと質問してないと思います。

○4番（久保 寛議員）反論します。

○議長（吉田好宏議長）はい、4番。

○4番（久保 寛議員）4番、私が言っているのはね、全然ね、沼田の町政に関係ないとは言っていないのですよ。ただね、国政問題、今日当たりでも、教育基本法の問題、昨日は憲法の問題だとか、税制の問題、これはやり過ぎだと思う。いじめだとか、やらせだとかって本人は言っていますが、これはやらせ以上ですよ。これ、議長、注意して下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、議運の中で充分協議をしたいと思います。議運の委員の皆さんで協議をします。今の私は議長として、昨日もお話したのですけども、できるだけですね、要点を絞って簡潔に質問して欲しい、これは、特に私から、昨日からも、充分注意しております。

教育長、今の12番の質問に対して答弁して下さい。

○教育長（松田 剛教育長）橋場委員長さんから、質問された教育基本法の関係で、ここに（イ）（ロ）（ハ）とありますけど、今言われましたように、正直言って、教育関係するタウンミーティングのやらせだとかというのは、私は一国民として、これはいかななものかという感じは持っています。ただ、最終的には、今、久保議員さんからも言われたように、国レベルの関係で、私が日本の国民ではありますけど、沼田の教育委員会を司る人間としては、そこらの関係、遺憾だと思うけど、それを国に対してどうのこうのと言える立場じゃない、ただ、私は教育基本法で間違った教育基本法が沼田の子供達に影響及ぼすことがあれば、私は教育委員会を司る人間として、それは絶対防止、体張っても防止しようと考えておりますし、ただ私はその中で、実際に国が決めたことに対して、政治が決めるわけですけど、この関係で間違った方向に行った時はですね、今の日本というのは、もっともっと政治より強いものがあって、世論というものがありますので、これが改悪であれば、世論が黙っておかないだろうって感じしていますので、そこら辺ご理解頂きたいと思います。

それから、いじめ問題の関係はですね、これは全国的にいろんなことで事件、痛ましい事件たくさんあります。私どもの町の関係でいじめの関係が、無いとは言いません。そういう関係で、私はいじめを作らない環境と言うことは、学校、教員、教育委員会、それから保護者、地域、全ての沼田の町民が関わっていくことによって、いじめを無くす環境造りにいけるだろう、もし、そういう形があれば、すぐ沼田の町全体、町民が全体ですね、立ち向かっていく形をとりたいと、正直言って、私どもの小学校でも、多少、小さいいじめはあります。今年もありました。でも、それは学校、教育委員会、保護者、地域が全部ですね解決したということで、他の町滝川のことは、私は特別言う立場ではありませんので、そういう形で立ち向かっていきたいと思っていますし、学力テストの関係は、橋場議員さんから、第3回の定例会の時に、質問ありましたように、私はこれ学力テストはですね、来年の4月にやられますけど、これは競争心をあおると言うことの世論のあれもありますけど、私は沼田の教育委員会の立場としては、やって、やることにに対しては良いだろうと、これを基に沼田の子供達にどういう具合に、我々学校がどういう形で、こう利用するとか、そういう形でいくと、逆にそういう面ではとメリットがあるのかなという感じしていますので、橋場議員さんが言われる競争心をあおるという形で言うと、私は正直言って、私の学力程度も低いので、余り競争心というのも嫌ですけど、沼田の子供に合った教育の参考になるという考えでいくと、私はあって然るべきかなという感じしていますので、ご理解頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい

○12番（橋場 守議員）教育委員長どうですか。

○教育委員長（植木和美委員長）突然、振られましたので、今、教育長が答弁致しましたけれども、私も同じ意見でございます。確かに、橋場議員さんが指摘される

ように、59年ぶりに、教育基本法を改正された訳ですけれども、その中には現行法に無かった、例えば、文化の伝承とか、それから公共の精神とか、それから国と郷土を愛する態度とか、そういった面とか、更には家庭教育とか、もう一つは生涯学習の推進ですか、そういった現行法にないものが盛り込まれて、新聞でもそれに対していろんな議論がされていると思っております。いずれに致しましても、教育の憲法というより、教育基本法ですから、その理念が今回できた。この後、それぞれ学校教育法とか、最後は指導要綱ですか、そういった面で、最後はどのように反映されてくるかなというのは、僕もちょっと心配している訳なのですが、現時点ではあくまでもその時点で、我々がどうこうという判断できるような立場でないので、教育長が言うように、いろいろ不都合があれば、世論というのですか、それを許さないだろうという、そういった気持ちもあります。

それといじめの関係についてですけれども、教育長が言われましたように、小学校にも確かにありました。それなりに解決をさせて頂いていると思っています。先般も校長、教頭ですか、それぞれ小中高集まって頂いて、その中で学校現場としてどうだとか、教育委員会としてどうだとか、ちょっと話し合いもさせて頂きました。中学校では、いじめ撲滅アピールということで、生徒会が主体となって、そういうものは無くそうという、そういったことも、されているようですし、生徒自身がそういったことを前向きに取り組んでくれることは、素晴らしいことだなと、こんなふうに思っております。

いずれに致しましても、いろいろ教育問題に対しては、様々な心配事がある訳ですけれども、何とかそれに対処していきたいなと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番

○12番（橋場 守議員）久保議員からね、国政問題をここでやるなという意味に近いことがね、出されたですけれども、実はね、郵政の民営化についてね、沼田町の議会もね、意見書上げましたのですよ。全国の市町村の7割から8割の議会がね、反対の決議をして上げたのですね。ところが、そんなの無視されてやられてしまったのですよ。そうすると、今、税金の問題にしたって何にしたってね、国民の声余り聞かない政府です、今ね。そしたらね、それを直すのに、やっぱりね。今、世論と言ったけれどもね、この問題をしっかり教育委員会がね、きちっと捉えないで正しい世論を作っていけるのかとね、やっぱり、一般からね、必ずしも正しい世論は出てこないのですよ。これだけメディアが発達してね、国に何て言うかな、都合の悪い学者だとかそういうのは、できるだけ出さないようにしていますからね。そして政治のことをおもしろ半分にワイドショーでもって、どんどんやる訳ですよ。そう言う中でね、国民の中から自然発生的にね、良い世論は、私は生まれてこないだろうと思います。だから、今の国のね、変な態度をね、直すの上ではね、昨日も言

いましたけど、町長始め町職員がね、しっかりしたものを掴んで、いろんな国から、上部から通達されるところに対しては、自分の意見としてね、逆に押し上げていく方向にいかないとね、政治よくなならないような状況になってきていますよ。ですからね、私はそういう意味で、教育委員会、しっかりね、いじめの問題なんかをね、しっかりね、掴んでほしいなと思う訳です。

滝川のいじめの問題ちょっと、出たのですけれどね、あの時にね、テレビでこう言いましたね、評論家の人がね、実は学校には、ものすごく隠蔽体質があると、ある校長から聞いたら、立派な校長は、あるいは良い校長と校長の評価の基準は何かと言ったらね、自分がいる間に、外、学校で起きたいろんな社会には知らせたくないようなものを如何に隠すか、これが良い校長、悪い校長の基準だと話をね、校長がしたというのですね。ですから、私はそういうところをしっかりとね、教育委員会は、今の教育長、教育委員長が言ったようにね、やっぱり、先生。それから、北海道新聞に出たね、野田何とかという先生、読まれましたか。教師は奴隷ではないってね。何か起きるとね、教育委員会は、今度、いろんなものを命令して、報告を求めるといいますね。そして二度とこういうことは起こさないと発表すると、事件が起きると、先生方、ものすごい仕事が増えるそうなのですよね。そんなのでは、いじめを無くすことはできないと。私は教員の人を呼んで勉強会の中、入ったのですけどね、何しろね、沼田の小中学校の先生が深川から通ってくると、これはね、こういうことに父母からもね、相当批判あるのだけれどもね、先生にしてみれば、よそから通うことによってね、家に帰っている期間だけね、その教育のものから、忙しさから外れることができる。それだけでは無いですね、自分の家に持って行って、いろんなことやらなきゃなりませんからね。そういう忙しさのためにね、先生同士が話し合う時間をとれないということを言っていました。だからね、やっぱり、いじめを無くすのは、隠すのではなくて、できるだけ。

ただね、先に出したラジオの中ではね、犯人探しは絶対だめだと言っていました。ところが、今、国の方で議論しているのは、犯人探しなのですよね、犯人を処罰する方法、そういうのじゃなくて、やはり地域の皆さんと一緒に解決するという、そういう立場強めていかなきゃならないと思います。是非、隠さないでですね、みんなで話し合って、沼田の子供は、私たちの子供である、将来を担ってもらう人たちだという立場でね、解決していかなきゃならないと思うので、是非ともね、そういう立場を取り続けてほしいなと思います。教育長のお考えを聞きたい。

それから、教育基本法については、これは決まったら教育委員会に必ず来るのですからね、その当たりをしっかりと、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）今の橋場議員さんから、言われた関係ですね。

今の政治が、民主主義の社会なので、ある程度仕方がないと感じをします。ただ、

今、先程言ったように、私は沼田の教育委員会の立場としては、沼田の子供達のためということで、色々努力していきたいと考えていますし、ここら辺の関係で、いろんなお話アドバイス頂きましたので、肝に銘じてですね、沼田の子供達のために、橋場議員さんのこの永年の経験と色々な勉強だとか、そういう関係を、是非こう、これからまた議会でなく、日頃、教育委員会に来て頂いてですね、いろんご指導あおいで、沼田の子供達のために、教育委員長並びに私ども事務局で頑張っていきたいと思いますので、よろしくご指導お願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、以上で教育長に対する一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了致します。暫時休憩を致します。

休憩 14時23分

再会 14時37分

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）それでは再会を致します。日程第3、議案第77号。沼田町就農支援実習農場条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）議案第77号、沼田町就農支援実習農場条例について、沼田町就農支援実習農場条例を提出する。平成18年12月19日、町長名でございます。

沼田町就農支援実習農場条例、第1条、目的でありますけれども、農業後継者及び新規就農希望者等に実習農場の場を提供し、農業者の育成と確保を図ることを目的として本実習農場を設置するものでございます。

第2条の名称・位置であります、記載のとおりでありまして、場所的には現在の五カ山牧場の向い、道路を挟んだ向い手になります。

次に第3条の事業であります、実習農場は次の事業を行う。新規就農技術研修に関する事業、（2）で新規作物栽培研修に関する事業、その他等となっております。

第4条以降、次ページ、第5条から第10条までありますが、説明を省略させていただきます。お目通しをいただければと思います。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）13番、大沼です。ちょっと確認させていただきたいのですが、これは沼田町の就業支援センターのことですね。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○農業振興課長（矢野 潔課長）全体は、就業支援センターでありますけれども、その一部について、少年達あるいは後継者が現場に行きまして実習をすると、これは全く別個なものでありまして、農業に関しての実習をする関係になってございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）課長、別個ということは、これは新しい事業ではないでしょう。新しい事業と言うか、更生保護施設の関係からその子供達の農業支援をさせるよということの流れの事業でしょう。違うのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○農業振興課長（矢野 潔課長）ちょっと説明不足であれば後程、当初から関係しております地域開発課長の方からお答えしていただきたいと思いますけれども、今まで説明、それぞれして参ったところでありまして、石建のこの事務所、ここで日常の生活指導、こういったものを総称しまして就業支援と、実際に農業実習を行う関係でありまして、これが設置条例の場にあります。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）前回の臨時会の時の資料、臨時会だったと思います、違うか、一般会計の補正予算の第3号で、その時の歳出で就業支援実習農場整備費というのが出てきています。これが3千7百万ほどなのですが、その中身でいくと今回の議案第77号は、沼田町就業支援実習農場条例ということでマッチはするのです。

ただ、話として沼田町就業支援センター、これはあくまで保護施設にきた子供達に対して仕事を与えて、与えると言うのかな、沼田町がそういう仕事を提供する場として、私の場合は聞いていた。だとしたら、ここのところの目的に出てくる農業後継者という話というのは、これは今まで1つも出てきていない話なのです。

だとしたら、なぜ、こうやって名前を変えて、条例を変えて、その正確な形の中で保護施設の子供達をキチッと応援していくという条例にしないのか。ちょっと不思議に思うのですが、課長いかがですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）これは、前々からご説明申し上げておりますように、この子供達、農業で実習をさせた子供達が地元の農業後継者になり得る場合も有り得るわけですから、この農業実習は就業支援センターの子供達を指導する時には委託料をもらって勉強をさせます。

それから、この町が設置する実習農場ですから、例えば、今の花嫁対策で道外から女性の方が来ている。あるいは地元で農業をやるのだけれども、全くそういう知識が無いので勉強させて下さい、そういう方も受け入れをする農場、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。これは当初からそういう説明をしてきたつもりでありますので、ご理解いただきたいとします。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）そういうことであれば、町長、言われていることは分かるのだけれども、私の場合はちょっとそこの辺の部分の説明というのは、ちょっと理解はしていなかったのです。それで、形からいくと、そうすると、例えば、そういう農業後継者、それから更生保護に来る子供達、それは、グッチャと言うのかな、全部1つにした器の中で沼田町が支援をしてあげるよと、私は第3号の補正予算の時に賛成意見を付けて賛成したのですが、この時には出来れば沼田町がお金を出さないで、法務大臣がおっしゃったように全部国からお金をいただいて、やられたらいかがですかと、そういうふうに今でも思っているのです。

ただ、だとしたら、その部分と今、町長が考えられているその農業後継者、それからここの目的にある新規就農研修に関する事業というのは、もうちょっと明確に別々に分けられた方が分かりやすく、私はいいと思うのですけれども、これは予算措置の関係でそういうふうに分けないのか、分けるのかという問題なのかもしれないけれども、ちょっと見ては、非常に見づらいし、分かりづらいという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘のとおり、特定の更生保護者だけを受け入れる施設ということになりますと、お話のようにこれは農水の補助の対象から外れてしまう補助金になります。ですから、沼田町としては、一般のそういう農業を希望する方も受け入れをしますよと、そういう一般的な条項の中で、この子供達も沼田に住んで、就農支援センターに住むわけですから、沼田の町民として実習を受け入れします。ただ、その場合に色々な刑事的なものがあるので、その分については、法務省からの支援をして下さいという考え方で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）そうすると考え方は一応分かりました。そうすると例えば、課長、実習農場というのは場所は分かりました。だけれども、そうすると管理棟みたいな施設みたいな物というのは、これはどこに持ってくるのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○農業振興課長（矢野 潔課長）これらにつきましても、全員協議会の中で説明されているように伺っておりますけれども、一応、事務所と言いますか、選果場になるわけでありましてけれども、その内部の一部に事務所、管理棟的なものも含めて建設をしたいという考え方でございます。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。はい、10番。

○10番（中村保夫議員）10番、中村であります。私も総じて、これはこういう形にならざるを得ないのかなというふうには思っておりますけれども、場所柄ですね、牧場があり、それから新規の牛小屋が建ち、そして椎茸の栽培棟があつて、

そこを事務所にしたいというようなニュアンスだと思うのですが、牧場というのは、ここに包含されることになるのでしょうか。就農支援も含めて、就業支援も含めて、牧場が大きく絡まってくるメニューになっていたと思うのですが、場所的にも、それから内容的にも牧場を包含するというニュアンスで考えてよろしいのですか。その点だけ確認させて下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）全員協議会でも説明申し上げたかというふうに思いますが、現状では全く別です。それぞれの運営は別です。将来に亘っては、お話しておりますように牧場も統合して1つの経営形態を組みたい、そういうふうに議会でも説明をさせていただいたかというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）10番、よろしいですか。他にございませんか。はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）休憩して下さい。

○議長（吉田好宏議長）休憩を致します。

休憩 14時48分

再会 14時57分

○議長（吉田好宏議長）再会致します。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第77号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第78号。沼田町災害対策本部条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第78号、沼田町災害対策本部条例について、沼田町災害対策本部条例を提出する。平成18年12月19日提出、町長名でございます。

沼田町災害対策本部条例第1条の目的から始まりまして、第4条の雑則まで4条からなる条例でございます。この関係につきましては、本来、災害対策基本法、国で制定しました、昭和36年に制定しているわけでございますけれども、この時点

で沼田町も防災会議条例の制定並びに沼田町地域防災計画を策定してございます。これに併せて本来であれば、災害対策本部条例も制定されなければならないということでもありますけれども、昭和37年、38年、どういう訳かそれが制定されていないということが分かりました。

今回たまたま、国民保護計画を道とのやりとりの中で、沼田町がそういう本部条例を作っていないという指摘がありました。過去、40数年間、本部条例が無かったわけでございますけれども、今回、提案させていただくものでございまして、今後はこのような事務処理には万全を期していきたいというふうに考えてございますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第78号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第79号。沼田町副町長定数条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第79号、沼田町副町長定数条例について、沼田町副町長定数条例を提出する。平成18年12月19日提出、町長名でございます。

今回、国の地方自治法の一部を改正する法律が国会を通りまして、助役制度の見直しに関する事項ということで今回、副町長の定数条例を提案するものでございます。この関係につきましては、首長の命を受け政策、企画を司ること、また、首長の権限に属する事務の一部につき委任を受け事務を執行すること、というようなことが新たに旧の助役に変更しまして、副町長に権限が降ろされたということでございまして、地方自治法の改正による提案でございますので、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、10番。

○10番（中村保夫議員）名前が変わるということで私共、理解しておるのですけ

れども、職務権限の変化等について、助役とはここが違うのだというようなところがあったら教えていただきたいのですが。

○議長（吉田好宏議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）旧来の地方自治法によりますと、助役の権限と言うか、仕事の中身でございますけれども、首長を補佐し職員の担任する事務を監督する。また、別に定めるところにより長の職務を代理するというような決め方をされております。

今回、今ほど申し上げましたとおり、その他に首長の命を受け政策、企画を司ること、併せて、その権限に属する事務の一部につき委任を受け事務を執行することということに追加されたというのが現状でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい、10番。

○10番（中村保夫議員）今までは助役というのは、町長の下にいて町長の命を受けて、その企画だとか、色んなことをやっていたというふうに思っていたのですが、今まではそういう職務は無かったということなのですね。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○総務課長（金子幸保課長）そういうことではございません。実質は、今、中村議員が言われたとおりの仕事をやっていました。ただ、地方自治法の中にそういう謳い方をしていなかったということで今回、国会の方で助役名を変えて副町長にするということで、先程申し上げましたとおり、今までやっていることを併せて法の中に謳いたいということでございますので、よろしくご理解の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。はい、11番。

○11番（野 道夫議員）11番。この中身について理解は出来るのですが、国辺りだって、もう少しこれから考えなければならないのは、交付税とか何かが地方に厳しくなってくるというような話の中で、こういったことをやれば、また印鑑から始まって、印刷から色んな物すべてが変わるのです。金が掛かるのです。こういったことを考えた時に、上がただ言えば全部変えなければならないのだらうと思うけれども、やはり国辺りがこういったことを考えなければならないのです。だから、こういう町のことを考えずに上の人間だけで決めて、こういうのを上から下ろしてくる。そうすることによって、とんでもない今度、金が掛かるのです。

ですから、こういったことはキチッと首長辺りが国に対して何を考えているのだということ位は、僕は要請すべきだというふうな感じするのだけれども、議長、どう思いますか。議長、議長はどう思う。議長ダメか。あなたに言ったらダメだけど、町長、この件について、私は今までずっときているのに、それを変える理由も何も無いのに変えることによって金が掛かると、これ辺りは強く僕は要請していただきたいなという感じで町長にご質問します。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）若干の市ですね、大きなところで若干、副市長という名前が出てきたのがこの原因だろうというふうに思うのですけれども、これを町村まで当てはめるという自治法の改正については、私共、町村会にも一切、話がありませんので町村会としても３月までやらないというところもありますし、何でこれやらなければならないのかなという声が圧倒的に強いです。これは町村会の中でまた、お話し合いをさせていただきますけれども、すでに法律が発効されていますので、そういう意味ではやむを得ないのかな、意向が通ったとしてもすぐ改正になるわけではありませんから、そうすると副町長と直したやつをまた何年か後には元に戻すという、そんな格好になってしまうのです。十分、市町村と言いますか、自治体の意見を聞くようにということとは、申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７９号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第６、議案第８０号。収入役の事務の兼掌に関する条例を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第８０号、収入役の事務の兼掌に関する条例を廃止する条例について、収入役の事務の兼掌に関する条例を廃止する条例を提出する。平成１８年１２月１９日提出、町長名でございます。

これにつきましても、先程説明したとおり、地方自治法の一部改正によりまして収入役制度が廃止されたということが今回の廃止する条例につながっておりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第80号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第81号。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第81号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を提出する。平成18年12月19日提出、町長名でございます。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、第1条から第3条まで、この関係につきましては、今ほど述べましたとおり、自治法の改正によりまして助役、収入役の文言の整理をさせていただいたということでございます。

また、第4条の町税条例、それから第5条の沼田町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部改正、この2条につきましては、今回の自治法の改正の中で「吏員」という名称を「職員」に読み変えるという自治法の改正がございました。今までは、自治法の中では、事務吏員、技術吏員という呼び方で名称を決めていたわけですが、これについては、両方とも職員というふうに改めたということですので、国の自治法の改正によりまして町の条例も改正させていただくものでございますので、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第81号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決し

ました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第82号。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第82号、沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例について、沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年12月19日提出、町長名でございます。

沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例ということで、別表の中に第1投票区から始まりまして第6投票区まで、箇所数を決めさせていただいております。皆様のお手元に1枚物で配付してある資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

沼田町の場合は、第1投票区、役場から始まりまして第6投票区ということになってございます。この関係につきましては、選挙人名簿の登録者数、併せて面積を勘案して公職選挙法の施行令の規定によりまして、それぞれの町の掲示場が決められていると、設置箇所数が決められているというのが現状でございます。政令の規定による数と致しましては、沼田町の人口、面積に勘案しますと48箇所が認められる数字でございます。現行の設置数は、その横にありますとおり42箇所ということになってございます。今年度6月から9月、12月と、沼田町の選挙管理委員会で人口減もあるというようなことも勘案しまして、箇所数を減らしたらどうだろうかという意見が出されておりました。今回、削減数をそれぞれ減らした中で42箇所から31箇所に減数させていただきたいという条例でございます。

この関係につきましては、公職選挙法では町の町長・町議、これに関わる掲示場の数については条例で決めなさいということで公選法ではなっております。国レベルの衆議・参議、または道の知事・道議の選挙に関しましては、それぞれ条例に基づいて、その都度、その選挙がある時に道の選管なり国の選管に、こういうふうに減少させたポスター掲示場でやりたいという申請をしまして許可されたら、今、ご説明申し上げているとおり、町長・町議と同じような数で申請してまいりたいというふうに考えていますので、町長・町議、国レベルの選挙も同じ掲示場数になるということでご理解願いたいというふうに思います。そういうことでございますので、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。はい、12番。

○12番（橋場 守議員）減らすのはいいのですがけれども、農村部に向かって市街地居住の人が出て行くというのは、めったにないのです。しかし、農村部の人は必ず中心部に集まってきます。

それで、観光プラザの前と、それから本通のずっと向こうまで行くといったら小学校まで無いのです。あと、土肥さんの所にあるとか、農協の所にあるとか、なのですけども、この本通の中、中間空いているのです。私はそこに1つ増やしてやった方がいいのではないかと思います。ほとんどの人が市街に集まってきますから、今更変えられないということになるかもしれないけれども。

○議長（吉田好宏議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今回提案させていただいたものは、箇所数の減少という条例でございまして、設置箇所につきましては、後程、選管の中で詰めていきたいというふうに考えてございます。それが決定され次第、選挙管理委員会の方から箇所数、それから箇所、図面等も整備しまして、お配り出来るものというふうに考えておりますので、ご理解の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第82号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第83号。沼田町における身体障害者福祉法等の支援費制度の過料に関する条例を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第83号、沼田町における身体障害者福祉法等の支援費制度の過料に関する条例を廃止する条例について、沼田町における身体障害者福祉法等の支援費制度の過料に関する条例を廃止する条例を提出する。平成18年12月19日提出、沼田町長名でございます。

この廃止の条例につきましては、本年から障害者自立支援法が成立し施行されております。旧支援法に基づき、この過料に関する条例を制定致しておりましたが、~~~~~ありますので、今回、廃止をするものでございます。本来であれば支援法が成立された段階で、もっと早い時期にこの部分を廃止するべきところでしたが、一部見落としがありまして今回提出させていただきます。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１３番。

○１３番（大沼恒雄議員）ちょっと勉強不足で申し訳ないのだけれども、過料というのは、罰金、反則金とかという意味のものでしたか。

○住民生活課長（辻 広治課長）ちょっと私も手元に資料を持っておりませんが、条例の中で過料だとか、罰金だとか、色々あります。地方公共団体が科する、その中の１つだというふうに、詳しくちょっと持っていません。申し訳ありませんでした。

○議長（吉田好宏議長）いいですか。質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８３号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１０、議案第８４号。北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第８４号、北海道後期高齢者医療広域連合の設置について、地方自治法第２８４条第３項の規定により、北海道内のすべての市町村と後期高齢者医療に関する事務を共同して処理するため、次のとおり規約を定め、北海道後期高齢者医療広域連合を設置する。平成１８年１２月１９日提出、沼田町長名でございます。

この規約の提案理由について、説明をさせていただきたいと思います。行政報告の中でもふれておりましたが、平成１８年６月に国会で議決された高齢者の医療の確保に関する法律によって、平成２０年の４月から７５歳以上の方々を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設されることとなり、この後期高齢者医療の事務を処理するため、市町村は都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされております。後期高齢者医療制度の運営にあたっては、財政の安定化及び広域化を図るため、広域連合が医療給付や保険料の決定等の財政運営を行い、市町村については保険料の徴収や、いわゆる窓口業務と言われる事務を行うことになっております。

この広域連合は、制度の施行の準備のため、平成１８年度の末日までに設けるとされており、広域連合を設けるためには全部の関係市町村議会における議決により規約を定め、知事の許可を受けなければならないこととなっていることから、

本定例会に規約等の提出をし、議決を求めるものでございます。

規約の内容につきましては、条文等、1条から20条までございますが、省略をさせていただきます。よろしくお願いを致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番（橋場 守議員）12番。これは75歳以上の老人を一括して、この保険法に入れるのだけれども、国のねらいとしては、例えば、皆さん方は高い給料もらっていますから、下げられていますけれども、自分が扶養している75歳以上の老人については、遠くに住んでいてもその人がもらっている年金の額によって、自分のもらっている給料と色々と計算をして、これは扶養に値するということになったら、共済の扶養者になっているのです。そうするとこの人達は一銭も保険料が掛からないで医療に掛かることが出来るのです。

そこで、そこは分かるのですけれども、国民健康保険に入っている75歳以上の人というのは、その家族の収入によって違うのでしょうか、何段階かありますよね。そうすると国民健康保険の場合には、世帯と個人割と収入、それから資産割がありますよね。この場合は、75歳以上の方は、人口割1人分しかいないのです。その場合、ウンと収入の多い人の場合はどの位取られるのか、そして、ウンと少ない人はどの位なのか、その収入の少なくて保険料の安い人達が今、負担している部分とこの後期高齢者の医療保険制度の中で、おそらくまだ金額は決まっていなくても、大体、北海道はいくら位と分かるでしょう。その掛金とどういうふうに差が付くのか、ちょっと教えてほしいのです。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）今、橋場議員がおっしゃられたとおり、私共の方に正確に保険料はいくらになりますと。今まで75歳以上は各保険に入りながら老人保健というのがありまして、その中で医療費等の支給等を行っていたのですけれども、それぞれ保険料については、国保は国保で納めています。今回、この高齢者の制度の中では、高齢者自ら、年金から保険料を徴収すると、国の医療費改革の政策の中の一環の中でこういう制度が決められてなっております。

現在のところ、全道でどれ位の医療費になるのか、ちょっと試算とか、そういうものは私共の手元には来ておりませんが、実は9月頃、道新に1年間の保険料、平均と言うか、掛かるとしたら、1割負担ですか、約1割なのですが、その分を取るとしたらいくら位になりますかといったら、6万位という数字がちょっと出ておりました。だけれども、この部分については、年金の収入額に応じて軽減だとか、色んなのが出るであろうというスタイルなのです。現状まだ保険料の算定だとか、そういったことについて私共の手元にまだ来ておりませんので、ハッキリした数字はまだ言えませんけれども、先程の国保と、今、1人いくらだったか、2万位だったのか、軽減がある

のでちょっとあれですけども、例えば、まともに6万ということになると月6千円ですから、相当な大きい額になるのかなと、ただ、先程申し上げたように年金の収入額によって軽減だとか、そういうのが出てくるというふうに私共も聞いています。この辺、詳しい情報的なものはちょっと入ってきておりませんので、答弁になったかどうか分かりませんが、そういうふうな数値が出ておりますということでご理解をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）それから、連合会の議員の数なのですけども、これは全道でもって市長8人、町村長8人、市議会議員8人、町村議会議員8人ということになると、沼田が入れるかどうか分からない、そういう入れない自治体の方が多くなるわけですね。こんな数で実際に公平に運営できるのかなと、そんなことは心配ないの。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）この議員の設定について、準備委員会と言うか、規約を設定した段階で説明がこのように来ております。議会の議員の定数については、地方自治法において人口75万未満の都道府県の定数については、上限で40名というふうになっているそうです。都道府県の上限が40名と。今の新しく作ろうとする連合の構成員、75歳以上の高齢者の人口が平成20年度においては、60万3千人と推計し、75万に対して80%の割合となることから、この40名に対して80%の割合での32名というふうに決定をさせてもらった。

それから、住民の多様な意見を反映、また多様な角度から議論が行われるように住民が直接選挙で選出されている首長、それから議員を市町村均等にやったというようなことをございます。

全道からというのと、各議員からいくと、180ですか、今、市町村あるわけなのですが、それだけの議員を集まって、それではやりましょうかということにも、また、ならないのかなと思いますし、広域連合の中では意見を反映させていきたいということでは主旨としてはあるのですけれども、一応そういった基準で設定しておるということで理解をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にありませんか。はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）これは、例えば、75歳以上の方がこれに入るということは分かるのですけれども、例えば、国民健康保険に入って生活している世帯、それでも75歳以上だったら、この徴収金と言ったらいいのか、お金が掛かってくるものなのですか。それとも、それとはまた別なものなのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）75歳に到達すると、今まで例えば、国保で入っていた人がいます、国保の人は今度こっちの方に移りますと、ですから今度、国保の方

は無くなると言うのですか、になることになります。だから、保険そのものがこっちになる…。2カ所で取られるということではない。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい、2番。

○2番（横山忠男議員）今の問題なのだけれども、個人的には1カ所だよね。ただ、ご夫婦で年寄りで65歳の妻と75歳の夫だった場合、これは2カ所と言うか、妻の分と自分の分ということになると、そういう場合、高くなる危険はないのか。納める金額と言うか、保険料と言うか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）考え方的には、例えば、これは国保なのですから、国保で1人入っていて、ご主人の方が先に75歳となれば、当然、国保の方はそこで均等割だとか、そういうのは無くなりますので掛かりません。だけれども、奥さんは国保として掛かりますので、それから尚且つ、ご主人が掛かることになりますから。

○2番（横山忠男議員）分けた場合に、分けたと言うか、分けられたら高くないかという…

○住民生活課長（辻 広治課長）現状では、私の考えでは高くなると思います。それと、これは一般の家庭でもそうなのですが、私達、給与取りもそうですけれども、家族で保険料が決まっているわけではなくて、本俸で決まります。75歳以上の扶養者がいたとして、今までは75歳以上には掛かっていなかったのですが、75歳以上の人は個人に掛かってきますので、ちょっと高くなる可能性が高いと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、2番。

○2番（横山忠男議員）その辺は分かったのですが、結局は、こういう連合的なものになると、そういう意見なり、市町村からも足りなかったら出さなければならぬことになるのだらうと思うのだけれども、そういう意見の集約と言うか、通っていきづらくなるのではないかというそういう心配があるのです。これは、ここで決まったから仕方ないと言えば、これはどうしようもならないのかもしれないけれども、その辺、どういうふうな意見の集約と言うか、吸い上げを出来るようになるのか。

地方の市町村の市長だとか、町長だとか、議会から8名ずつ出るけれども、そこに到達する意見というのは決まってくるのではないかと思う。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）申し訳ありません。今の横山議員さんのおっしゃられた、その質問等については、実は私共のもらっている資料の中で十分来ていなかったものですから、その辺の部分、どういうふうになっていくのかというのを後でちょっと調べまして、報告させていただきたいと思います。

○4番（久保 寛議員）併せて、任意加入か、強制加入かも、ちょっと。

○住民生活課長（辻 広治課長）強制です。75歳になれば自動的にこちらに移ります。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○2番（横山忠男議員）ここで、この案件が通ったとすると、後でこんなになっただけと言われても困るのかなと思うのだけれども、これ否決するのめどうかと思うし。

○議長（吉田好宏議長）はい、課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）先程も申し上げたとおり、実はこの制度そのもの、今回の医療費制度の改正の中で、国はハッキリ言って医療費を抑えるがために、今までもあまり掛かっていない高齢者の医療費を抑えるために色々な方策でこういうふうになってきているのかなと。そういった中でこういう制度を作ってきているわけです。これを否決とか、そういうことになりますと、ちょっと全道的な組織としてやっているものですから、町村が独自にその高齢者医療を抱えるなんていうことは、まず出来ないことなものですから、これはお願いをしなければいけないと思いますけれども、こういった医療制度の改正の内容については、何回か新聞報道だとか、確かに私共の方で今度は後期制度になりますとか、一般質問の中でもありましたようにちょっと住民に対しての周知関係が十分ではなかった部分はあるのかなとは思いますが、結構、制度の改正の中でこうなるのだ、こうなるのだというようなことで新聞だとかで結構出ていたものですから、その辺を理解してもらえればとは思いますが。

ただ、内容的にこんなのですと、これは実際に保険料から掛かってくるのは20年の4月からです。後期制度は今、作っている20年の4月からなのですが、その間、十分住民の方にもこうなるよといったことを周知をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、2番。

○2番（横山忠男議員）年金をもらっていない人もおるのだよね、町内に。そういう人はどういう扱いになるのかなと。今までだったら国民健康保険でも払ってなくても、ちょっと納めて医療機関に掛かるときにはそれなりの手立てはあったりするのだけれども、そういう場合どういうふうに。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）年金をもらっていない方については、例えば、その人が単独で生活をされているのだとしたら、現在でも非常に厳しい状況にあるのかなと、別の制度を受けられている可能性はあると思います。

ただ、同一家族の中で、お子さんとかいる中で年金をもらっていないというようの方が出てくるとしたら、それは当然、先程も言ったように収入に応じての減額措置もあるのですが、家族として世帯の中で負担をしていただくということになろうかとは思いますが。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいでしょうか。12番。

○１２番（橋場 守議員）２０年に後期高齢者医療保険制度ができるのに、ちょっと十分、上からの説明聞かないでやっている。大体、この条例作るのが早すぎるのではないの。何でそんなに急いで作らなければダメなの。

○議長（吉田好宏議長）はい、休憩します。

休憩 １５時３７分

再会 １５時３８分

○議長（吉田好宏議長）再会します。質疑を終結を致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、１２番。

○１２番（橋場 守議員）今、課長が説明の中で医療費の抑制のためではないかというような話だけれども、これは全く違います。これ、ここにポツンと出てきたのではなくて、医療改悪のメニューがもうすっかり決まっていますのです。二十何年までだった、介護療養ベッドを無くするとか、それから二十何万ある療養型ベッドを何も無くするとか、全部期間決まったのです。その中の１つなのです。

それで医療費の抑制ではなくて、７５歳以上の人で、さっき言ったように公務員や会社に勤めている人達の７５歳以上の収入の少ない人はみんな保険料を納めないで保険の扶養者になっている。共済の扶養者になっている。この人達から何としても負担させなければならないというのが国のやり方なのです。医療費の抑制ではないのです。国民の負担を如何に増やすかということを考えたことのこれなのです。

私は、それは前々からこの問題では、ずっと反対の意見を述べていましたし、ですから、これ自体、私が反対してもやと思います。しかし、国に対する意見として私はこれには反対致します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８４号は、原案のとおり決することに、賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１１、議案第８５号。空知教育センター組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、教育委員会次長。

○教育委員会次長（金平嘉則次長）議案第８５号、空知教育センター組合規約の変更について、地方自治法第２８６条第１項の規定により、空知教育センター組合規

約を次のとおり変更する。平成１８年１２月１９日提出、沼田町長名でございます。

この規約の一部変更につきましては、先程、議案第７９号で総務課長より説明ありました地方自治法の一部改正に関する法律が制定されたことに伴って、規約の一部を変更するものでございます。

内容としては、助役を廃止し副市町長に変更する。収入役制度を廃止し会計管理者を置くということでございまして、助役につきましては変更に伴う関連する文言の整理を行っているものでございますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８５号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１２、議案第８６号。北空知学校給食組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、教育委員会次長。

○教育委員会次長（金平嘉則次長）議案第８６号、北空知学校給食組合規約の変更について、地方自治法第２８６条第１項の規定により、北空知学校給食組合規約を次のとおり変更する。平成１８年１２月１９日提出、沼田町長名でございます。

この変更につきましても、先程と同じ理由におきまして一部事務組合であります北空知学校給食組合も同様の変更をするものでございますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８６号は、原案のとおり決することに、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時、休憩を致します。

休憩 15時43分

再会 15時51分

○議長（吉田好宏議長）日程第13、議案第87号。平成18年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第87号。平成18年度沼田町一般会計補正予算について。平成18年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年12月19日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正第6号、1ページ、お開きをお願い致します。

〔以下、平成18年度沼田町一般会計補正予算（第6号）を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、2番。

○2番（横山忠男議員）2番、横山です。13ページの基幹水利施設管理の関係で、この恵比島揚水機場整備補修工事、これについて、補正でやったやつかなと思ったのですけれども、どちらにしても、工事請負費のマイナス70万と、それから需用費の中で水道光熱費、それで70万という、いかにも作ったような数字が持たれるので、その辺、答弁は上手にしてくれるのだと思うけれども、あまりにもピッタリなので、ちょっと疑わしいなとこんなつもりで質問するのだけれども、どんなものでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）正確に申し上げますと、端数の関係は出てくるわけですが、今年通常であれば揚水機、その季節的には大体、お盆前くらいに通水が終えるわけでありまして、末端の水田の方では若干、旱魃とこういったことから、電気代が、端数がありますけれども、繰り上げて70万円の電気代が増額と、同額にしてその他修繕工事、何本か発注しておりますが、それらの執行残、そういう中で整理をさせていただきました。

特にこれにつきましては、当初の年計の中で、計画を上げた数字を全額消化をしなければならないと言いますか、そういう関係もありましてその分も、若干の端数でありますけれども、そういう中で補正をさせていただくものでございます。ご理解をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。他にございませんか。はい、4番。

○4番（久保 寛議員）簡単なことで恐縮ですけれども、10ページの町営バスの委託料ですけれども、わずかですけれども、契約する時の契約金が間違っていたのか、いつ頃契約したのか、12万程ですけれども、これは契約することになっているはずなのですけれども、業者がまけてくれたのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）町営バス運行委託につきましては、例年、入札もしくは、見積り合わせ等を実施した中で契約をさせていただいております。その中で執行残として予算残が12万6千円発生したということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（吉田好宏議長）はい、4番。

○4番（久保 寛議員）なぜ執行残ができたのかということを聞いているのです。その原因は。業者がまけてくれたのか、入札の金額を見間違えたのか、どうしたのかということ。

○建設課長（神 憲彦課長）通常、入札を実施する場合、予定価格を沼田町が設定をさせていただきます。それに対して入札を、札を入れる業者は、それぞれの会社の積算に基づいて入札で札を入れます。その町との予定価格の差が12万6千円ありましたということでございます。

○4番（久保 寛議員）契約の時点はいつでした。

○建設課長（神 憲彦課長）これは3月31日です。

○議長（吉田好宏議長）他に、3番。

○3番（室田俊朗議員）11ページの子育て支援費の関係なのですけれども、沼田保育園、今回60の定員に丁度だったというのは、ひばりヶ丘が無くなったからということなのですけれども、そうなることによって今後、待機の人が増えてくる可能性があるのかなのか、恐らく、ひばりヶ丘、16、7人おったのではないかと思いますのですけれども、それと共成保育園も無くなると言ったら怒られるけれども、そういうことになった場合、その沼田保育園だけで対応しきれのかどうなのか、その辺ちょっと、将来的な見通しの中でどういうことを考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）現在、保育所に対して、保育所の待機者については、ございません。一概に北竜の保育園が減ったからということではなくて、子供さんを預けて職を探したり、勤められたりというようなことで、そういった事情が結構多いということで、今、保育所については、ほぼ60名、今は確か60名だと思っていますが、定員までに達しております。

それと季節保育所、共成の部分が万が一なくなった時に、今の定員60で十分な

のかということなのでありますが、季節保育所に通われている方すべてが、例えば、保育所というのは基本的に保育にかけのお子さんを預けることになります。入所の段階で基準でやって、万が一60を超えたような場合には、選考の基準があるのですが、その中で緊急度の高い人を優先をするというようなことがありますけれども、ただ、共成保育所がなくなってすべてまた、沼田保育園の方に来られるのかということとはちょっと私達にも不明なのですが、そこにいる方が全員が保育にかけのかということもありますので、早急に共成保育所の方もこのまま継続して運営をしていくということも聞いておりますので、大きい問題はないのかなというふうには考えております。

ただ、議員の質問のとおり、将来的なことはどうなのか、それから現実に今のお子さんの数だとか、そういったものをよく推計をしながら、本当に足りるのかどうか、その辺、検討をしていきたいと思っています。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、他に、はい、11番。

○11番（野 道夫議員）簡単なことなのですが、地方交付税というの、今、補正増額されたのです。この地方交付税というのは年間に何回くらい、国の方から交付税というのは入ってくるのですか。12月の今くらいとか、2月にも交付税を増額補正をしたり何かするのですけれども、これ、向こうからは何回くらいに亘ってくるものですか。そして、それがまとめてどこかに置いておいて、それを必要な時にそれを増額補正をしてくるのかなという感じがするのだけれども、それどうですか。ちょっと分からなかったので聞きたい。

○財政課長（辻山典哉課長）普通交付税につきましては、確か4・6・9、3回に分けて交付がなされてくるということでございます。ただし、本算定が7月にございますので、交付税の総額決定というのは7月の下旬ぐらいに調整率が掛かって最終的に閣議決定がなされて額が決定するという仕組みになってございます。予算の計上の仕方でございますけれども、これは過去にも橋場議員からも色々とこれに関連したような質問がございました。交付税の予算計上につきましては、減ったり増やしたりと、補正の度にそういう状況が発生するわけでありまして、決定額総額を計上はしてございません。掛かる経費の中の財源不足になる部分、これについて交付税の範囲の中で補正を編成し、収支の均衡を取っているという状況でございます。これが仮に全額予算として計上してしまいますと、いわゆる財源オーバーという形になりまして、歳出予算の組み方に非常に問題が生じるということもあります。そういう部分ではいつも申し上げており、地方交付税の予算というものが、いわゆる予算編成上の洪水調整的な役割を果たしているということで、この辺につきましては、予算をする側の1つの技術的なものと言いますか、そういう手法というふうにご理解をいただければと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、他に。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８７号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１４、議案第８８号 平成１８年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（浅野信行園長）議案第８８号 平成１８年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成１８年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１８年１２月１９日提出、町長名でございます。

(以下、補正予算第３号内容説明)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８８号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１５、議案第８９号 平成１８年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（橋 英則園長）議案第８９号 平成１８年度沼田町特別養護老人ホーム

特別会計補正予算について。平成１８年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１８年１２月１９日提出、沼田町長でございます。

（以下、別冊補正予算第２号内容説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１２番。

○１２番（橋場 守議員）歳出の方で職員減員したので、こうやって歳出減っていくよね。だけれども、介護サービスを受ける人達は変わっていないのに減ってくるというのは、歳入を減らすというのはどういう訳なのか、ちょっと分からない。どうしてなのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、園長。

○旭寿園長（橋 英則園長）職員が減ったことに対しての歳入減るのは…

○１２番（橋場 守議員）だから、職員減っても入所者は変わらないわけでしょう。そしたら、職員が減っても今まで通り、そこに入っていたら負担金はちゃんと同じく貰わなかったら、うまくないのではないの。どうしてだか、その意味が…

○議長（吉田好宏議長）園長。

○旭寿園長（橋 英則園長）短期入所で人員が減った分と、それから、基金の繰入金で５００万程、減らしましたので、その分で減っています。あと、減った要素と致しましては、２節の介護収入等の利用者負担金でございますけれども、これについては、介護収入の入院と、それから利用者の日常の日用品等の減額もありまして、その分が減っているものでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、他に。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８９号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１６、議案第９０号 平成１８年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第 9 0 号 平成 1 8 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成 1 8 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日提出、町長名でございます。別冊の補正予算書 3 号の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

〔以下、別冊補正予算第 3 号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 9 0 号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 1 7、議案第 9 1 号 平成 1 8 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第 9 1 号 平成 1 8 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成 1 8 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日提出、町長名でございます。

（以下、補正予算第 2 号内容説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 9 1 号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１８、議案第９２号 平成１８年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第９２号 平成１８年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成１８年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１８年１２月１９日提出、町長名でございます。

〔以下、補正予算第１号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第９２号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１９、同意第２号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第２号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員、澤田美智雄氏の任期満了によるところによりまして、下記の者を固定資産評価審査委員に選任したいから、地方自治法第４２３条第３項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。提案致します澤田美智雄さんにつきましては、現委員でありまして再任をお願いしたいということで提案を申し上げます。住所は、沼田町字高穂１０３番地の３９１。氏名、澤田美智雄。昭和１８年８月２１日生まれ。６３歳。平成１８年１２月１９日提出、町長名でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第20、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員、田島 均氏の任期満了によりまして、下記の者を固定資産評価審査委員に選任したいから、地方自治法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。澤田委員と同様に、田島 均委員を再任ということでご提案申し上げたいというふうに思います。住所は、沼田町字沼田104番地の49。氏名、田島 均。昭和22年2月4日生まれ。59歳であります。提案の理由につきましては、現在も委員として立派な活動をしていただいておりますので、引き続きお願いしたいということでございます。平成18年12月19日提出、沼田町長名であります。よろしくご同意を賜りたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで暫時、休憩を致します。

休憩 16時48分

再会 16時49分

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。議事日程の追加について、お諮り致します。

ただいま、事務局より請願書2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第21、請願第7号。日本・豪州FTA等に関する請願について。日程第22、請願第8号。最低保障年金制度の創設を求める請願について。以上2件、日程に追加することに決しました。

(請願の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第21、請願第7号。日本・豪州FTA等に関する請願についてを議題と致します。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第7号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで、紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑を省略する事に決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決します。お諮り致します。請願第7号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第7号は採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第22、請願第8号。最低保障年金制度の創設を求める請願についてを議題と致します。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第8号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで、紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑を省略する事に決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決します。お諮り致します。請願第8号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第8号は採択すべきものと決しました。

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）議事日程の追加について、お諮り致します。

只今採択された、請願に伴う意見書（案）等6件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。

よって、日程第23、意見案第17号、日本・豪州F T A等に関する意見書（案）について。日程第24、意見案第18号、最低保障年金制度の創設を求める意見書（案）について。日程第25、意見案第19号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）について。日程第26、意見案第20号、リハビリテーションの改善を求める意見書（案）について。日程第27、意見案第21号、病院経営における地方自治体の負担に対し、市町村立病院と同様な財政援助制度化を求める意見書（案）。日程第28、意見案第22号、2007年度国家予算編成における義務教育費負担制度の堅持と負担率2分の1復元を求める意見書（案）について。以上、日程に追加することに決しました。

（意見案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題についてお諮りします。この際、意見案第17号から第22号まで一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって意見案第17号から第22号は、一括して議題とすることに決しました。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

それでは意見案6件を一括して採決致します。お諮り致します。只今の意見案6件は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成18年第4回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦勞様でした。

16時55分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員